

## 令和7年度 宮城県社会福祉協議会 経営理念・経営方針

### 経営理念

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組むとともに、公共性の高い施設運営を通じて、豊かな福祉社会の実現を目指します。

### 経営方針

- 1 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための“地域づくり”の推進
- 2 地域における福祉サービスの担い手確保・育成に対する支援
- 3 安心して地域で暮らし続けられる支援体制の整備
- 4 安定的・継続的に地域福祉を推進するための運営基盤の強化
- 5 本会施設等における質の高いサービスの提供とセーフティネット機能の発揮

## 令和7年度事業の基本的な考え方

近年の社会を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行、物価高騰などの複合的な要因により、孤独・孤立の問題の深刻化や生活困窮世帯の増加、地域福祉活動の担い手不足など、分野を超えた課題が山積しており、地域住民が抱える生活課題は複雑化・複合化しています。また、令和7年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になり、我が国の総人口に占める後期高齢者の割合は約2割になると推計されています。地域における生産年齢人口は減少し、様々な生活課題の広がりにより拍車をかけることが懸念されます。

そうした中、国は、令和3年4月に重層的支援体制整備事業を創設したほか、令和6年4月には孤独・孤立対策推進法を施行するなど、様々な課題を抱えている方々への包括的な支援体制の整備や、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会を目指した取組などを進めていくこととしています。

本会では、県と共同で設立した「宮城県地域共生社会推進会議」を中心として、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めています。県内各市町村の高齢化率や人口動態は一様ではなく、さらには東日本大震災等の自然災害からの復興状況や、活用可能な地域資源にも違いがあります。各地域の実情に即した「地域共生社会」の実現を目指し、福祉分野にとどまらず、経済分野、教育分野など様々な関係者とも連携し、これまでの取組をさらに進めていきます。

このほか、本会では、高齢者や障害児（者）の入所施設等の運営を通して、高齢や障害、生活困窮などの様々な要因により支援を要する方々の生活を支えています。このことは、地域福祉の推進と合わせて本会に求められるもう一つの大きな役割であると考えています。そして、将来にわたって役割を果たしていくためには、人材確保や施設の老朽化への対応など、本会が抱えている課題に対して中長期的な視点で取り組み、持続可能な組織を構築していく必要があります。

令和7年度は、平成17年4月の三団体統合から20周年の節目を迎え、これからの新たな20年に向かう第一歩として重要な1年となります。求められる役割を継続して果たしていけるよう、経営基盤の強化に向けた取組を進めます。

上記の取組のほか、経営方針や宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画に基づいた各種事業を推進し、経営理念に掲げている「豊かな福祉社会の実現」を目指します。

## 主な事務事業

### 1 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための“地域づくり”の推進

【地域福祉推進計画…基本方針1】

215,958千円

#### (1) 地域福祉活動の推進

行政、社協、職能団体、事業者団体等で構成される「宮城県地域共生社会推進会議」の運営を通して、地域共生社会の実現に向け、各構成団体の実態把握、情報提供による理解の促進や様々な社会・経済活動との連携強化に取り組みます。また、市町村社協が住民や団体などと地域福祉活動に取り組むための地域福祉活動計画の策定等を支援します。

地域づくりを進める市町村社協をはじめ地域福祉関係職員を対象に研修を開催し、コミュニティソーシャルワークの視点を持つ人材育成を図ります。

宮城県が設置する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」の事務局を運営し、市町村の介護予防・日常生活支援総合事業を支援します。

#### (2) 市町村社協の基盤強化とネットワークの充実

市町村社協が安定的な経営のもと地域福祉事業を展開できるよう、聞き取りや勉強会を開催し、市町村社協の中期経営計画の策定に向けた支援を行います。また、「宮城県市町村社会福祉協議会連絡会」の運営や「市町村社協会長・事務局長会議」などの開催を通して、市町村社協の基盤強化と社協間のネットワークの充実に取り組みます。

#### (3) 東日本大震災に係る復興支援から得られたノウハウの普及

被災地では、復興支援事業が終期となることから、被災市町村社協の個別の状況に合わせた助言や情報提供など地域福祉事業への円滑な移行が進むよう後方支援を行います。また、宮城県地域共生社会推進会議などを通して、東日本大震災に係る復興支援から得られた知見の普及に努めます。

#### (4) ボランティアの育成と福祉教育の推進

各地域で住民による地域づくり活動が活性化されるよう、地域福祉コーディネート力向上研修などの研修会を開催し、活動の調整役を担う人材の育成を行います。

各市町村での福祉教育推進体制を構築するための勉強会や福祉教育学習会の開催を通して、地域づくり活動への住民の参加促進を図ります。

#### (5) 元気高齢者の社会参加促進

60歳以上のシニア層を対象に、県内5地域で「宮城いきいき学園」を運営し、それぞれの地域で「地域共生社会の実現」に関わり、社会貢献活動等ができるリーダー的人材の育成に努めます。

スポーツ・文化の祭典「ねんりんピック岐阜2025」への県選手団の派遣やシニアスポーツの普及拡大、県シニア美術展の開催による文化の振興を図り、元気高齢者の社会参加を促進します。

(6) 災害ボランティアの受入れ体制の整備

災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる人材を各種研修を通して育成し、災害ボランティアの受入れ体制を整備します。また、災害時にスプレッドシートやキントーンのシステムを活用できるよう、継続して訓練を行います。

(7) 各種団体との連携と取組に対する支援

災害時における避難所支援を円滑に進めるため、「宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」の事務局を運営し、支援体制の検討と人材育成に努めます。

各団体における福祉施策の課題解決に向けて、県に対する要望活動を行います。

## 2 地域における福祉サービスの担い手確保・育成に対する支援

【地域福祉推進計画…基本方針2】

594,043千円

(1) 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施

民生委員・児童委員等の福祉関係者に対する研修会を開催し、地域福祉に携わる人材の育成を図ります。また、社会福祉施設の職員に対する研修会を開催し、高齢・障害・児童の各分野における専門性の向上や、対人援助技術の習得を図り、質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成に努めます。

(2) 多様な人材確保の取組の推進

「宮城県福祉人材センター」を運営し、福祉人材無料職業紹介事業による福祉の職業紹介と就労斡旋をはじめ、ハローワークや教育機関などと連携した「福祉の仕事就職面談会」を開催します。また、年齢などに応じた進路や就業相談の実施、介護などの福祉人材の確保、定着に向けた研修会を開催します。

SNSやホームページでPR活動を行い、センターの認知度向上及び福祉の仕事に対するイメージアップを図ります。

福祉人材の確保を促進するため、離職介護士等の届出制度に係る取組を実施するとともに、介護福祉士修学資金などの貸付事業により修学や就職を支援します。

### 3 安心して地域で暮らし続けられる支援体制の整備

【地域福祉推進計画…基本方針3】

677, 359千円

#### (1) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業では、福祉サービス利用に関する相談や日常的金銭管理などを行い、関係機関と連携して利用者への支援を行います。また、市町村社協と意見交換やモデル事業を行いながら、利用者に身近なより良いサービスができる体制の構築に向けた取組を行います。

成年後見制度の利用促進を目的として、宮城県が主催する広域的な支援関係機関との情報交換会に参加します。

運営適正化委員会は、利用者、家族、福祉サービス事業者などに対して、幅広く苦情解決制度の周知を図るほか、研修会の開催や苦情解決体制調査を実施し、苦情解決体制の充実に努めます。

#### (2) セーフティネット機能の充実と強化

様々な課題を抱える貸付対象世帯に対し、市町村社協や民生委員などと連携し、その世帯に即した生活福祉資金の貸付けを行いながら生活の自立を支援します。また、新型コロナ特例貸付を含めた債権管理については、償還計画に基づく適正な返済及び借受後においても生活に困窮する世帯のフォローアップについて、市町村社協をはじめ関係機関と連携して償還指導を行います。

中国帰国者等が地域で安心して暮らすことができるように、日本語学習などの講座や交流会の開催、生活相談受付等の支援を行います。また、中国帰国者が生活する地域の中で支援体制の構築を図ります。

### 4 安定的・継続的に地域福祉を推進するための運営基盤の強化

【地域福祉推進計画…基本方針4】

409, 003千円

#### (1) 安定した運営のための組織体制強化、人材確保・育成及び財源確保

コンプライアンス（法令遵守）を基本に事務事業の進捗状況を把握し、計画的な予算の執行、基金の運用、資金の確保など、財産管理と不正防止など運営上のリスク管理の徹底を図り、健全な法人運営に努めます。また、限られた補助金・委託金等の効率的な執行や基金の的確な運用を図り、運営基盤の強化を図ります。

適正な福祉サービスの提供及び事業の円滑な実施のため、職員採用試験や法人説明会の実施期間の検討や、就職希望者へ本会の魅力が伝わる情報発信の強化など、職員の確保に努めます。

さらに、宮城県社会福祉協議会研修規程等に基づき、質の高い福祉サービスの提供に資する研修計画を策定し、組織の強化と一人一人のスキルアップに努めるとともに、福祉資格の取得促進・助成により専門性の高い福祉人材の育成に努めます。

(2) 地域福祉の推進のための情報発信

地域福祉の推進に向けた情報発信として、宮城県社会福祉大会等の開催や、ホームページで発信する情報の拡充に努めます。また、広報誌「福祉みやぎ」では、各地域の福祉活動事例や、本会事業等の多面的な情報を発信し、多くの方々から関心を持っていただけるよう掲載内容の充実を図ります。

5 本会施設等における質の高いサービスの提供とセーフティネット機能の発揮

【地域福祉推進計画…基本方針4】

4, 417, 360千円

(1) 指定管理施設の適正な運営

① 宮城県船形の郷

施設に求められる役割を果たすため、行動障害を有する方への支援力の向上並びに支援体制の確立及び強化を進めるとともに、受入れ体制を整備し、セーフティネット機能を発揮できるよう努めます。

利用者の高齢化や障害の重度化、疾患等による身体機能の低下に対応するため、リハビリテーション支援により利用者の生活状況の維持・改善に努めます。

② 宮城県援護寮

精神障害者が希望する地域生活の実現に向けて、医療機関、相談支援事業所、支援センター、行政等の各関係機関と連携を図りながら、利用者の個別支援計画に基づき社会復帰訓練を行います。また、施設利用率の向上を目指し、事業所訪問やホームページにより周知を図ります。

③ 宮城県七ツ森希望の家

在宅心身障害児(者)の保養施設として、レクリエーション活動や介護者の療育相談、介護者の交流会を通して、在宅障害者とその家族の地域生活を支援します。また、地域におけるボランティアの育成活動、関係する諸団体への余暇活動プログラムの提供、キャップハンディ体験活動等を行い、誰もが住みやすい地域づくりを目指します。

④ 宮城県啓佑学園、宮城県第二啓佑学園

宮城県啓佑学園では、利用児童の高校卒業後の地域移行に向けて、社会性を身に付けるトレーニングを継続して行うことにより自立度を高め、関係機関等との連携をさらに強化し、進路支援を推進します。

宮城県第二啓佑学園では、利用者個々の心身状況や障害特性に応じた自立訓練やグループホーム体験利用等を通して、地域移行を見据えた自立生活支援に取り組みます。

⑤ 宮城県介護研修センター

宮城県船形の郷敷地内への移転により、これまでとは異なる圏域に拠点を置いて二年目となります。移転後の介護講座の参加率がやや減少しているため、分析を行いながら参加しやすい形式での開催を検討します。引き続き、近隣地域の関係機関等に対して事業所の周知に努めます。

⑥ みやぎハートフルセンター

社会福祉に関する活動のための施設として、県内の福祉関係団体が活用できるように、役割の周知に努めます。施設の適正な管理運営と、福祉に関する情報の収集と提供、会議室の貸出業務等により、福祉に関する活動を行う団体を支援します。

(2) 自主運営施設や事業所における質の高いサービスの提供

① 特別養護老人ホーム 和風園

多職種が連携し利用者個々のケアプランに基づいて、日常生活上の介護支援、機能訓練、健康管理を行い、安全・安心な生活環境を提供します。

安定した経営のために、居宅介護支援事業所や医療機関等へパンフレットを配布するなど、周知することで、利用者の確保に努めます。また、半年ごとに入所申込者の現況調査を行い、円滑な入所につなげていきます。

② 救護施設 太白荘

安定した経営を基本とし、必要な検証と改善を引き続き行います。医療機関、保護観察所等を継続的に訪問し、事業に関する情報を提供するとともに、在宅での生活に支障のある方の積極的な受入れにより、利用者の確保に努めます。

③ 養護老人ホーム 偕楽園

施設の廃止に向けた取組を進めており、令和6年度末までに廃止に至らない場合でも、引き続き利用者へのサービス提供に万全を期すとともに、新たな生活の場への円滑な移行を支援します。